

国立大学法人東京農工大学大学院技術経営研究科運営規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学大学院技術経営研究科運営規則を次のとおり改正する。

現行	改正案	備考
<p>国立大学法人東京農工大学大学院技術経営研究科運営規則 平成17年4月4日 17技 経教 規則第1号</p> <p>第1条～第5条 省略</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第6条 研究科に置く運営委員会(以下「運営委員会」という。)は、次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <p>1～3 省略</p> <p>4 運営委員会に委員長を置き、研究科長をもって充てる。</p> <p>5 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。</p> <p>6 運営委員会は、委員の4分の3以上の出席がなければ、開くことができない。</p> <p>7 運営委員会は、別に定めのある事項を除き、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。</p> <p>8 運営委員会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。</p> <p>9 その他運営委員会について必要な事項は、別に定める。</p> <p>第7条～第9条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>第1条～第5条 省略(現行どおり)</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第6条 研究科に置く運営委員会(以下「運営委員会」という。)は、次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <p>1～3 省略(現行どおり)</p> <p>4 運営委員会に委員長を置き、研究科長をもって充てる。</p> <p>5 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。</p> <p>6 <u>研究科長に事故があるときは、研究科副科長がその職務を行う。</u></p> <p>7 運営委員会は、委員の4分の3以上の出席がなければ、開くことができない。</p> <p>8 運営委員会は、別に定めのある事項を除き、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。</p> <p>9 運営委員会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。</p> <p>10 その他運営委員会について必要な事項は、別に定める。</p> <p>第7条～第9条 省略(現行どおり)</p> <p>附 則 省略(現行どおり)</p>	

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。